

# 65歳以上の方の 介護保険料が変更になりました

問 健康推進課 ☎42-2650

## ■第1段階～第3段階の方の保険料負担が軽減されます

低所得者の第1号保険料の更なる軽減化を目的とした、介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、世帯全員が町民税非課税の方（所得段階第1段階～第3段階）の介護保険料が変更になりました。

※第4段階から第9段階の方の介護保険料は、変更ありません。

所得段階	住民税		対象者	令和元年度		令和2年度		
	本人	世帯		負担割合	保険料年額	負担割合	保険料年額	
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給者または 老齢年金受給者	0.375	22,500円	0.3	18,000円	
第2段階				80万円以下	0.625			37,500円
第3段階			80万円超 120万円以下	0.725	43,500円	0.7	42,000円	
第4段階			120万円超	0.9	54,000円			
第5段階			課税	課税	前年の公的年金収入額と 合計所得金額の合計	80万円以下	1.0 (基準額)	60,000円
第6段階	80万円超	1.2				72,000円		
第7段階	前年の合計所得金額	120万円未満			1.3	78,000円	1.3	78,000円
第8段階		120万円以上 200万円未満			1.5	90,000円		
第9段階			300万円以上	1.7	102,000円	1.7	102,000円	

令和2年度の保険料は、7月上旬に個別にお知らせします。

《広告》



コミュニティホーム  
**緑洋館**  
Community Home RYOKUYOKAN

『老後は松前へ』  
港を見渡す施設と懐かしさ残る北の小京都で  
心かよ老後の暮らしを…



シニアマンション  
**ホーム博多**

Milieu Co., Ltd. 〒049-1505 松前郡松前町字博多11番地  
株式会社ミリュ ☎0139-46-2911 FAX.0139-46-2912  
ホームページ <http://www.milieu.co.jp>